様式第２号（第７条関係）

長久手市クーリングシェルター指定協定書

○○（以下「甲」という。）と長久手市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設のクーリングシェルターとしての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

（１）名称

〇〇〇〇〇

（２）所在地

長久手市〇〇〇〇〇

（開放可能日等）

第３条　対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

（１）開放する曜日

〇曜日～〇曜日

（２）開放する時間帯

午前〇時～午後〇時

（３）開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

〇人

（施設の管理）

第４条 クーリングシェルター管理者は、次の事項のとおり施設を管理及び運用する。

（１）開館又は営業時間中は、避難者が自由に出入り可能とする。

（２）冷房設備は、適切に維持管理及び稼働する。設定温度は、避難者が快適に過ごせる温度とする。

（３）受け入れ可能人数に応じて、一人あたりの空間を適切に確保する。併せて、休憩できる椅子・ソファ等を配置する。

（４）避難者の熱中症予防のための飲食を可能とする。

（５）避難者にクーリングシェルターであることがわかるよう掲示を行う。

（６）環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努める。

（７）熱中症特別警戒情報発令時は、第４条に定める日時において必ず開放する。

（８）市のホームページ等によるクーリングシェルター公表に協力する。

（変更の協議）

第５条　甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い、本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第６条　協定の有効期間は、次に掲げる区分に応じて定める。

（１）初年度　協定締結日から熱中症警戒情報の運用期間が終了する日までとする。（２）翌年度以降　熱中症警戒情報の運用期間

２　当該期間の満了の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　 年　 月　 日

甲　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　（印）

乙　住所　長久手市岩作城の内６０番地１

氏名　長久手市長　佐藤　有美　　　　　（印）